

財務省告示第三百十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年度の初日から平成二十二年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年九月三十日

財務大臣 野田 佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十二年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	一・三ートン
四	一〇、四七三ートン
五	四七二ートン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
九六トン	五二三トン	七、五六一トン	四〇、一六四トン	六、三〇八トン	一、一六八トン	三三二、八六八トン	六一四、四〇八トン	二、五二二、六五〇トン	三三、九三七トン	二、〇八一トン	二、三六九トン	一五、五四一トン	トン	六・九九トン	四トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	三三	三一
二八二トン	二トン	二、九四七トン	一、三六四トン	トン	一トトン	一、九〇五トン	四二〇トン	一三、三一九トン